

さいたま市社会福祉法人及び児童福祉施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）に基づき、社会福祉法人及び児童福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）に対し実施する指導監査に関し必要な事項を定める。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、社会福祉法その他関係法令、関係通知等における遵守状況及び最低基準等の実施状況について監査するとともに、必要な助言及び指導を行うことにより、適正な社会福祉法人等の運営を確保し、本市における福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

(指導監査の対象等)

第3条 指導監査の対象及び根拠法令は別表のとおりとする。

(指導監査の方針)

第4条 指導監査は、次の各号に掲げる方針に基づき行う。

- (1) 指導監査に当たっては、公正不偏の態度を保つとともに、関係者の理解と協力が得られるよう配慮する。
- (2) 指導監査は、画一的、形式的指導に陥ることのないように留意し、単に問題点を指摘するのではなく、その原因を究明し、問題解決と社会福祉法人等の運営の改善のための具体的な助言と指導を行う。
- (3) 指導監査を重点的かつ効率的に実施するため、年度ごとに実施計画を策定する。

(指導監査の分類)

第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、原則として年度に1回実地において実施する。

3 特別指導監査は、次の場合に随時実施する。

- (1) 正当な理由なくして、一般指導監査を拒否したとき。
- (2) 一般指導監査における指導にもかかわらず、是正改善が見られないとき。
- (3) その他社会福祉法人等の運営状況、施設入所者等に係る処遇状況等に、特に問題を有すると認められるとき。

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施に当たっては、事前に、監査期日、事前提出資料、指導監査を受ける際に準備すべき資料その他必要な事項を社会福祉法人等の代表者あてに文書をもって通知する。ただし、特別指導監査については、適宜通知する。

2 指導監査は、社会福祉法人の運営状況、会計及び人事管理等並びに児童福祉施設等

の運営状況、入所者等に係る処遇状況及び経営事務等に関する書類の審査並びに社会福祉法人等の代表者、関係職員等からのヒアリングを中心に実施する。

- 3 指導監査は、必要に応じて他の法令に基づく実地指導等と同時に実施できる。また、指導監査を効果的に実施するため、必要に応じて社会福祉法人等に係る事業の所管課職員の同行を要請する。

(指導監査結果)

第7条 指導監査担当職員は、指導監査終了後、原則として、社会福祉法人等の代表者等に対し講評を行う。

- 2 指導監査担当職員は、指導監査終了後、速やかに、その結果を検討し、報告書を作成して子ども未来局子ども育成部長に復命する。

- 3 指導監査の結果は、社会福祉法人等の代表者あてに文書をもって通知する。

(改善指導)

第8条 指導監査の結果、改善を要する事項があるときは、前条第3項の通知において指導事項を示すとともに、期限を定めて改善状況、改善計画等の報告を求める。

(改善勧告)

第9条 法人の指導監査にあつては、法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、社会福祉法第56条に基づきその社会福祉法人に対して必要な改善を勧告する。また、施設の指導監査にあつては、施設の設備または運営が最低基準を満たさないとき又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、児童福祉法第34条の17第3項、同第46条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条に基づきその施設に対して必要な改善を勧告する。

(情報の公開)

第10条 指導監査の結果については、社会福祉法人等の運営の適正化と福祉サービスの質の向上を図る観点から、市民への公表に努める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対 象	根拠法令
社会福祉法第22条に定める社会福祉法人（注）	社会福祉法第56条第1項

児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設
（障害児入所施設を除く）及び法第24条第2項
に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅
訪問型保育事業、事業所内保育事業

児童福祉法第34条の17、第
46条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律第
19条第1項

（注）市長が所管する社会福祉法人のうち、子ども未来局が所管する社会福祉事業のみ
を行う社会福祉法人に限る。